

工事の入札における最低制限価格及び調査基準価格等の見直しについて

神奈川県内広域水道企業団では、工事の品質の確保を図るとともに、工事に必要な経費を適正に反映していくため、工事の入札において、国の新基準（平成25年5月改正）に準拠し、次のとおり見直しを行いました。

1. 見直しの内容

最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格算出における一般管理費の算入率を、0.3から0.55に引き上げます。

2. 施行日

○平成25年10月1日以降に公告する案件から適用します。

※規程類は、<http://www.kwsa.or.jp/nyusatsu-kitei-index.html>に掲載しています。

以 上